

平成 23 年 3 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウントティング・サポート部

実務対応報告公開草案第 36 号（実務対応報告第 5 号の改正）
「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」
に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 23 年 2 月 4 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 36 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」（以下、「公開草案」という）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 債務免除に係る損益の認識時期

【意見】

公開草案に同意する。

【理由】

連結納税会社間で連結法人税個別帰属額の精算を行わないことに関する意思決定が決算日前になされているのであれば、連結法人税費用（連結法人税個別帰属額）の発生に期間対応させて債務免除取引を認識することが合理的であり、経済的実態に合致していると考えられるためである。また、仮に当該債務免除取引を金額確定時（確定申告書提出時）まで行わない方法を採用した場合、期末日時点において、債務免除されることになる金額に相当する額も債務免除を行う側の法人の分配可能額を構成することとなり、配当により財産的基礎を危うくする懸念がある。

2. 債務免除に係る損益の損益計算書上の計上科目

【意見】

連結法人税個別帰属額の授受を行わない場合の債務免除に係る損失及び利益を、法人税等の区分において、法人税、住民税及び事業税と別に表示することが適切だと考えられる。ただし、公開草案で提案される取扱いも一定の合理性を認めることができ、いずれの方法を採用するとしても、その方法が周知されることにより合理的な会計処理として広く受け入れられるものと考えられるため、さらに検討のうえ、取扱いを明確にされたい。

【理由】

連結法人税個別帰属額の授受を行わないことによる債務免除に係る損失及び利益は、実質的に各連結納税会社の連結法人税額の負担関係の自主的な調整によるものであると見ることが可能であり、そのようにみた場合、損益計算書上、法人税等の区分の一部として表示する方法が取引の実態を反映しているものと考えられるからである。

ただし、連結納税会社の連結法人税を認識することと、連結会社間での債務免除を行うこととは別の取引であると見るのであれば、債務免除取引を債務免除に係る損失及び利益として特別損益もしくは営業外収益(費用)損益に計上することも取引の実態を踏まえた取扱いであると考えられる。

以 上